

高知県教育委員会 会議録

平成24年8月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 平成24年8月21日(火) 13:30

閉会 平成24年8月21日(火) 15:10

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員	教育委員長	小島 一久
	委員	久松 朋水
	委員	北添 紀子
	委員	竹島 晶代
	委員	八田 章光
	委員(教育長)	中澤 卓史

(3) 高知県教育委員会会議規則第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長	岡崎 順子
〃	教育次長	中山 雅需
〃	参事兼小中学校課長	永野 隆史
〃	教育政策課長	岡村 昭一
〃	教職員・福利課長	彼末 一明
〃	学校安全対策課長	沢近 昌彦
〃	幼保支援課長	市川 広幸
〃	高等学校課長	藤中 雄輔
〃	高等学校課企画監	森本民之助
〃	特別支援教育課長	田中 信一
〃	生涯学習課長	平野 博紀
〃	新図書館整備課長	渡辺 憲弘
〃	文化財課長	彼末 和幸
〃	スポーツ健康教育課課長補佐	柏木 理男
〃	人権教育課長	吉田 弘章
〃	教育センター学校支援部長	豊嶋 寿昭
〃	教育政策課課長補佐	中島 勝海
〃	教育政策課教育企画担当f-7	溝渕 松男(会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	近森 公夫(会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

委員長 8月定例委員会を開催する。本日の付議事件第5号は、個人に関する情報を含む議案のため、非公開として取り扱うこととする。

賛成の委員は挙手をお願いする。

各委員 全員挙手

代理 それでは、付議5号は非公開の取扱いとする。

教育長 (提案説明)

【付議第1号 高知県教育委員会事務専決規程の一部を改正する訓令議案(教育政策課)】

○教育政策課長 説明

○質疑

委員	保育所の設置の認可と子ども園の認定とは、意味は同じなのか。言葉の使い方が違うのか。
事務局	認可と認定は違う。認可は通常に言う認可のことで、認定子ども園法の中では、認可を受けた幼稚園や認可を受けた保育所が認定子ども園として認定される。法律上、言葉の使い分けをしている。認可を受けた施設が認定を受ける。認定子ども園としては、認可ではなく、認定という言葉で整理している。
委員	認可というステップが手前にあるのか。
事務局	そのとおり。ややこしい制度だが、認可を受けた施設が認定を受けることで認定子ども園になる制度である。
委員	認可はどこが行うのか。
事務局	認可は幼稚園、保育所とも教育委員会である。幼稚園は、知事部局でも私立学校の設置認可は、知事に権限が残っており、今回の改正には入れていない。
委員	私立幼稚園の設置を認可することはそのまま残るのか。
事務局	そのとおり。私立学校法による認可であり、知事部局でも小中学校があるが、決裁権者は部長の専決に落していない。同じ法体系であることから、教育委員会でも今回の専決の対象とはしていない。
教育長	専決にしているか否かは知事部局に合わせたということ。市立幼稚園の設置を認可することは知事の権限であり、知事が決裁権者となっている。教育委員会に事務委任されており、決裁権者も教育委員会に残している。学校法人の寄付行為の認可も知事部局が知事の権限で決裁しているので、教育委員会においても教育委員会の権限で教育委員会が行っている。知事部局と平仄を合わせたもの。
委員	何か理由があるのか。
事務局	私立学校は私立学校審議会の意見も聞かなければならないこともあるので、その関係で知事に残しているものと思われる。

教育長	専決としようとする3つの事務は、教育委員会で報告をし、議決をいただいていたが、要件等が極めてテクニカルな部分で細々していた。これをレイマンコントロールの教育委員さんにご足労かけるより、教育長の専決にした方がいいとの判断である。
委員長	これは事前に審議会や検討会等で、審査基準を決めて審査をしているものか。
事務局	基準としては、面積基準や配置基準、整備状態があり、それに基づいて審査するもの。社会福祉法人の設置に関しては、補助金を出す関係から、補助金を出すことが適切か否か庁内の審査会の審査を受けることにもなっている。
委員	委員会として決裁した場合には、委員会の議事録として公文書に残るが、専決や委任で決まった事項はどのように公表されるのか。
教育長	公表はしない。ただ情報公開条例に基づき開示請求すれば見ることができる。
委員	今回の変更で変わることは、今までであれば自動的に公開されてきたものが、開示請求しないと公開されないことになるのか。
教育長	公開の場で、議決をしていたものがなくなるということ。
委員長	事務的に進める内容であり、教育長の専決にするとのことだが、他に意見は無いか。
委員長	本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。
各委員	全員挙手
委員長	本事件を原案のとおり議決する。

【付議第2号 平成25年度高知県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者取扱要項議案（特別支援教育課）】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

教育長	開示請求は、規定が無くとも個人情報保護条例に基づいて開示請求ができるが、文書によって開示請求しなければならなかった。この要項で、口頭による開示請求ができる規定を設けておれば、より簡易に開示請求ができる。
委員長	本人確認が大事になってくるだろうが、どのように行うのか。
事務局	受験票で確認をする。高等学校も同じである。
委員	みかづき分校は開校して日が経っていないので、受験生が定員オーバーになることは無いかもしれないが、将来的に受験生が定員オーバーになる可能性もある。高等学校の前期の合格発表（2月15日頃）に合わせ、出願できるようにする可能性はないのか。
教育長	むしろ、高等学校を受験して、ダメだった場合に特別支援学校に行

事務局 教育長	<p>くことができるようにしている。定員を満たした場合、例えばみかづき分校の場合だと、本校を第2志望にすることができるので、分校がダメだった場合、本校に行く選択肢があると説明をしている。</p> <p>高校の場合、その後に後期選抜がある。</p> <p>特別支援学校を希望する方には、できるだけ希望が叶うようにする必要はある。</p>
委員長 事務局 委員長	<p>今まで希望して入学できなかった事例はあるか。</p> <p>ない。</p> <p>オーバーした場合には、やりくりして調整しているのか。それともオーバーすることはないのか。</p>
事務局	<p>特別支援学校の場合は、もともとオーバーしているが、とにかく受け入れる方向でやっている。定員は一応設けているが、山田養護学校などでは、希望者が定員の2倍になっている。</p>
委員	<p>すると、定員の若干名というのは、この表現でいいのか。今までであれば、全員がどこかには入ることができるとのことだが。</p>
事務局	<p>おっしゃるとおりに若干名とすると4、5名というイメージだが、適した言葉が無く、定員は特に定めていないのが現状。</p>
委員	<p>若干名とは違うように思うが、適した言葉はないものか。今までの入学者の人数を見て、それに近い数を設定するなどできないか。</p>
事務局	<p>特別支援学級に入級している生徒であれば推測できるが、みかづき分校の場合は、半分が通常学級の生徒であり、我々が全く把握できないため、予想が付かない。具体的に定数を書いてしまうと、超えた場合にどうするのか問題がある。</p>
教育長 委員長	<p>定数の若干名については、適切な文言を考える必要がある。</p> <p>慣れている関係者は若干名で通用するだろうが、全然知らない人は、そのとおりに受け取る。周知はしていると思うが、対外的に誤解を招かないように、次回に向けて適当な言葉を検討しておくように。</p>
委員長 各委員 委員長	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。</p> <p>全員挙手</p> <p>本事件を原案のとおり議決する。</p>

【付議第3号 高知県立特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書の採択に関する議案（特別支援教育課）】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

委員	高知県と国で決めたものが案として、資料の2P以降に掲載されているということか。
事務局	国で決めたものではなく、全国的によく使われている本ということで国が一覧を配布したものである。その中に適当なものが無ければ、先生が書店から選ぶこともできる。 23P以降の一覧は、これまで積み上げてきた506冊になる。
委員長	新たに教科用図書選定審議会で審議していただいた17冊について、適当であるとの答申を得たので、それについて教育委員会で決定してほしいとのことによいか。
事務局	それを含めて、使用したいと申し出のあった400冊の採択をすることについて議決を得たいとするもの。
委員長	小学部・中学部の教科書は、小中学校の検定用の図書として選択できる中に入って来るのか。
事務局	目録の中には、それが全く入っていない。
委員長	障害はあるが、学力の高い生徒にはどのように対応するのか。 全て一般図書の中に入れるのか。
事務局	小中学校で使っている教科書は特別支援学校では附則第9条という位置付けとなる。
委員長	そのまま使うわけにはいかず、これも附則第9条の中に入れるということなのか。
事務局	それについては、小中学校の教科書採択に併せて採択をしたので、今後4年間それを使うことになっている。
委員長	位置づけは違うが、実質的には、小中学校の教科書も使うことができるわけだ。
事務局	そのとおり。
委員	400冊のリストがどのように購入されて、どのように特別支援学校に配布されるのか。
事務局	無償給与になるので、一般教科書と同じ手続きに沿って、書店から配送されることになる。
委員	個々の児童生徒にこのリストから何冊ずつ配布されることになるのか。
事務局	400冊のうち378冊目はA君に、398冊目はB君にと、その子がその本を使う前提で配布される。
委員長	特別支援学校では、それを調べてそれを教科書販売会社へ通知してその数を確保しているのか。
事務局	そのとおり。

教育長 事務局	<p>昨年は抜かっており、追加で議決をいただいた。</p> <p>昨年指摘をいただいた 400 冊の一覧では、同じ書店名や同じシリーズをまとめた一覧に修正している。</p>
委員 事務局	<p>児童生徒一人ひとりからすると、例えば各教科に 1 冊を使うのか、あるいは 1 教科で何冊かをセットにして使うのか。</p> <p>一般図書を使う子どもたちは、障害が重く、教科での学習がしづらいため、教科の概念が出てこない。</p>
委員 事務局	<p>ちなみに一人当たり何冊くらい、あるいは 400 種類あるが、それが各何冊かずつになるのか。</p> <p>特別支援学校の教科は、学習指導要領に定められており、「社会的な分野にはこれ」と各教科ごとに教科書を選び、無制限ではない。</p>
委員 事務局 委員	<p>このリストに含まれる教科書を使う児童生徒は、実際何人いるのか。使用する生徒数までは把握していない。</p> <p>各教科に合わせて、大雑把に 1 人 4 冊程度冊数があり、その各個人が利用するリストがここに並べられているのか。</p>
事務局 委員長 事務局	<p>そのとおり。</p> <p>この子にはこの教科書をというのはいは教員の判断か。</p> <p>前年に児童生徒の様子を見て使用する教科書を判断する。 (リストにある図書を回覧)</p>
委員長 事務局	<p>採択しても全く使わない本もあるのか。</p> <p>以前は採択の仕方が異なっていたため、採択しても使わず調査研究が無駄になることもあったが、何年か前に採択の方法を変更して実際に使うものを採択するようにしている。</p>
委員長 事務局	<p>子どもの状態によって全て違うことになる。特別支援学校では、この作業の担当部署は教務部になるのか。</p> <p>そのとおり。</p>
委員長 各委員 委員長	<p>本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。</p> <p>全員挙手</p> <p>本事件を原案のとおり議決する。</p>

【付議第4号 高知県社会教育委員会への諮問議案（生涯学習課）】

○生涯学習課長 説明

○質疑

委員	諮問の内容が漠然としている感じがするが、理由には公民館をはじめとした地域の学びの拠点を活性化すると書かれており、公民館活動を活性化するところに重点を置いた議論との認識で良いか。
事務局	ご指摘のように大きくは公民館になっている。ただ、公民館だけではなく、例えば中芸高校や大方高校の定時制で社会人を受け入れての試みや、婦人会や青年団、若者同士のネットワークなども議論の進捗によって入ってくるかもしれないので、幅を持たせた言い方になっている。
委員	社会教育委員会からの意見ではなく、教育委員会の方から提議するようになるのか。
事務局	社会教育法17条に、社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言すると定義されており、1号から3号までである。1号では社会教育に関する諸計画を立案すること、2号に「諮問に応じて意見を述べること」とある。過去には諮問をせずに行っていたこともある。ただ教育委員会として、時代的な背景も踏まえて議論いただきたいことがあれば、きちんと諮問してテーマを投げかけて、それに対する専門的な議論を得た回答をいただければと考えている。
委員	前は図書館の活用だったということか。
事務局	前は県民ぐるみの読書活動の推進について諮問した。前々回は諮問せずに行っていたと聞いている。
委員	単純な質問だが、いわゆる教育が付くものには、生涯教育等たくさんある。地域とのかかわりでは、防災なども地域コミュニティという意味では、非常に大事なことだが、とても広くどのように捉えればいいのか。
事務局	社会教育法には定義があり、学校教育、家庭教育を除いて、ある程度組織的に行う教育活動を社会教育としている。学校のようなところやプライベートなところを除いた分野で、組織的なものである限り社会教育としている。 一方で生涯学習は、学習する側から見た概念になる。その方が生まれてから家庭や学校で教育を受け、社会に出てからも地域で教育を受けたり、また学校へ戻ってきて教育を受けることなど、その営みを称して生涯学習という。生涯学習の1つの大きな位置を占めるのが社会教育である。両方がイコールではなく、生涯教育に学校教育を含む概念になる。
委員長	学校教育も生涯学習に入ってくる。今、日本の社会の中で核家族化や少子化が進行している中で、やりにくいことについて意見を求め

事務局	<p>ていると思う。</p> <p>国でも第2期教育振興基本計画について検討を進めており、社会教育について、どう位置付けていくのかの話がある。国の認識もそうであるが、東日本大震災では地域の力が問われた場面があり、その時に予め防災に備えていた観点、また災害が起こった地域の中で絆を結び、より良い関係を築いていくことも含めた社会教育がこれからの時代こそ重要である。これまでの時代は、ムラ社会的なところもあり、絆もあったが、これからは社会教育というツールを使って地域の住民同士を結び付けていく必要がある。</p> <p>島根県では、公民館が地域の核として盛り上がりを見せている。高知県でも先進地の事例を学びながら、また来る南海大地震や過疎化などの中でどういった人間関係を結び付けていくかとの観点を含めながら議論をしていただければと考えている。</p>
委員	<p>言葉は出ていないが、地域コミュニティを維持発展させていく意図もあるのか。</p>
事務局	<p>3段落目の③の「積極的な意識を持った地域住民がつながり、強い絆のネットワークによって地域全体の取組を推進していく」とあるが、ここでいう地域全体の取組とは、地域の課題すなわち地域振興、まちおこし、定住の促進などを含めた課題のことで、地域住民同士が1つのテーマでどうつながればいいのかについての意味で書いている。</p>
委員長 事務局	<p>この③がメインになってくるのか。</p> <p>1番重要になってくるのは、『絆』になる。もちろんその前段には、一人ひとりが自覚のある市民でなければならない。</p>
教育長	<p>公民館活動も地域によって違う。小学校単位で活発に運動会をやったりもするが、もう少し小さくした地区の公民館活動の中で自主防災組織があり、活動もしている場合がある。</p>
委員	<p>高知市内と中山間地域では地域コミュニティの在り方も違っていると思うが、教育となると教育委員会が関わり、コミュニティになると市町村になる。この関わりはどうなっていくのか。</p>
教育長	<p>教育委員会として方針が出てきたときに、市町村の公民館活動の力を借りなければならない。</p>
委員長 事務局	<p>公民館活動は、市町村も首長部局ではなく、教育委員会だと思うが。諮問内容の前段に知事部局の基本政策を書いているのは、地域づくりやコミュニティや高齢者福祉などの場面において、政治的中立性が求められる場合に、教育ツールを用いて教育委員会が担わなければならないと考えているためである。この意識を持たないと深い議論にならないと考えている。</p>
教育長	<p>教育委員会ではこれまで学校教育に重点を置いてきたため、この分野が手薄になっていた。幅広い次元で地域を考えなければならない</p>

<p>委員長 教育長</p>	<p>と考えている。 図書館活動で提言をもらっているが、田舎へ行けば図書館活動と公民館活動が一体となって進んでいるところもある。</p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>図書館が無いので、公民館に図書館を作り、公民館図書館のようなものはある。 図書館との絡みを持たせてもいいのでは。 実際に公民館の在り方は地域によって違う。県外では学校が無くなって公民館が残っているところもあり、最後の文化施設としての役割がある。高知県では、教育を受けられるカルチャースクールのようなものも含めて公民館以外に教育的な施設は地域にない。地域に住み、地域を大切にしている方々が充実した人生を送るためにも公民館は大事な存在である。</p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>文化的なものを含めて色々なことを総合した意見をもらわなければならない。諮問の幅が広いので、まとめるのが大変だろう。 最初は広く議論して、それからある程度効果的なことに絞り込んでいくことも必要だと考えている。総花的に薄く書いてもメッセージ性が弱くもったいないので、ある程度段階的にやらなければならない。</p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>市町村の教育委員会には社会教育委員会はないのか。 ある。社会教育委員会は基本的には必置ではないが、社会教育団体に補助金を出す時には社会教育委員会で議論をしなければならず、その観点から置いている場合もある。</p>
<p>委員長 事務局</p>	<p>県と市町村の社会教育委員会の連携を考えてもいいのではないかと。 市町村社会教育委員が集まる任意の社会教育委員連絡協議会があり、県の社会教育委員も参加するように促していきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>諮問内容の曖昧な部分が気になる。主語の高知県教育委員会は良いが、その前に「社会教育委員の意見をいただきながら」とある。私のイメージは、「県内の社会教育の現状と課題を今一度検証すること」と「今後の社会教育振興に向けた方策を検討すること」を諮問することである。</p>
<p>事務局</p>	<p>諮問のスタイルの在り方になってくると思う。例えば、「この大学の設置について諮問するので意見をください」のような極めて個別の事案について意見をいただくケースと、「〇〇の教育の振興について」とか、テーマ立ての部分や包括的な諮問の在り方があると思う。今回、これを重要な諮問として付議した意味は、「社会教育を丸洗いしてください」ということで、非常に曖昧かつ大きなテーマであるからこそ重要だと認識している。社会教育委員会は社会教育に関する有識者の方々が集まっているので、論立ての部分も含めて議論していただく。教育委員会としては、検証と方策の検討についてお願したいと考えている。</p>

委員	有識者にお願いするので大丈夫だと思うが、これを曲解すると「自由に意見を言ってもらいましたが、後は我々で分析して方策を練ります」と読めなくもない。できれば緻密な検証や具体的な方策まで踏み込んでいただいたほうが後にもより生かすことができると思う。この部分をこう検討して欲しい的なニュアンスで最後の5行を修正してはどうか。
事務局	「方策を検討することが」を「方策を検討していただくことが」に修正してはいかがか。
委員	「検討していただくことが重要だと考えています」くらいの表現にすると具体的にさせていただくことがはっきり分かると思う。
事務局	そのように修正します。
委員長	公民館という言葉が入っているが、公民館に対する思いがあるわけなのか。
事務局 教育長	公民館は社会教育の中核になるもので、県内には210館ある。既存のシステムでもあるが、十分生かされている所とそうでない所がある。
委員長 委員	現実的に何か行う場合には、公民館を使うことが一番望ましい。諮問は「県民の力を育み・・・」だが、社会教育委員に答申をいただく時に、サブタイトルを付けてもらって絞った形にして答申をいただくことはおかしいか。
事務局	タイトルがこれで、その中でどこに注視したかでまとめて行く形もありだと思う。ある程度絞った形でいただいても的を射ていないことにはならず、必ずしもおかしいことにはならない。自ずとそうなっていくとは思う。
委員長 事務局	諮問の中身が大きいので、いくらでも細かく分けられる。大きい構えにしたのは、地域には公民館というツールをはじめ他の学びの拠点もあり、社会教育団体もありと色々なツールがある中でどこを突けば①から③の目的に沿うのかが出てくると思う。まずは広めの部分でやるのが、公民館でやるにしても公民館はこのような文脈で必要であると明らかになるので効果的だと思う。
委員長 事務局 教育長	内容を限定せずに諮問するのだから、色々な意見が出ると思う。事務局は運営をしっかりとやらなければならない。幅広い形でだすと、焦点が絞れていないように見える。一方で、自由な発想が期待できると考えている。
委員長	現在、学力や体力向上に必死に取り組んでいるが、根本的にはこの諮問の内容の力が付けば、学力や体力も向上する。 あと、さきほど修正をしたので、「まずもって、社会教育の現場で活躍される方その他の有識者のご意見をいただきながら、」は不要だと思われる。削除をお願いしたい。 社会教育委員会への諮問について、一部文言の修正をしたが、ほぼ

委員長 各委員 委員長	原案どおりで賛否を問いたい。 本事件の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 本事件は原案の諮問の理由を一部修正のうえ議決する。
-------------------	--

【付議第5号 平成25年春の叙勲候補者（教育功労）推薦議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

	【非公開議案】
--	---------

(5) 議決事項

付議第1～3、5号

原案のとおり議決

付議第4号

一部修正のうえ議決